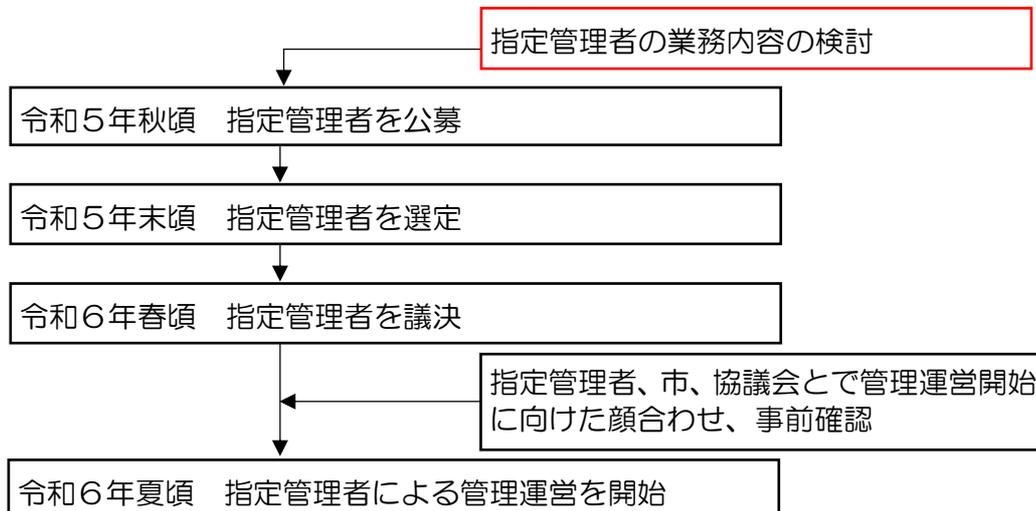


公民協働による管理運営について（指定管理者の役割（案））

令和6年夏以降、本公園は指定管理者による管理運営を実施予定であり、令和5年秋頃に予定している指定管理者の公募に向けて、指定管理者の役割を以下の通り、今後検討する。

■指定管理に関するスケジュール（予定）



■維持管理の対象・内容・指定管理の内容

維持管理の種類	維持管理の対象	維持管理の内容	指定管理者の役割（案）
植生管理	二次草原、樹林、湿地、竹林等	多様性の高い二次草原の復元、湿原環境と湿原性植物の保全、二次林の保全と復元のため必要な管理	<ul style="list-style-type: none"> ・維持管理作業（草刈等） ・市民による保全活動への支援（草刈、地域性植生の移植、間伐等の作業に必要な資機材提供、各種調整等） ・モニタリング調査の実施
植栽管理	公園整備により設置された草広場、樹木、草花、園路、駐車場、隣地境界等	公園利用の快適性と安全性の確保、隣地環境への越境に配慮した植栽管理	<ul style="list-style-type: none"> ・作業全般
施設管理	管理棟、駐車場、休憩施設、工作物（看板、柵、階段等）、設備等	利用者が安全、快適、効率的に活動できるように総合的かつ経済的に管理するための点検、保守、修繕、清掃、管理棟の開閉館等	<ul style="list-style-type: none"> ①管理棟の開館（年間150日程度） ②施設の清掃 ③施設の保守点検 ④軽微な修繕、備品の購入等 ⑤展示物・掲示板等 ⑥市民による保全活動への支援（園路、看板、柵の設置や修繕に必要な資機材提供、各種調整等）

⇒資料7「植生管理方針（案）について」
資料8「湿地の保全について」

■運営管理の対象・内容・指定管理の内容

運営管理の種類	維持管理の対象	維持管理の内容
協議会の運営	<ul style="list-style-type: none"> 公園協議会等の開催 公園協議会による各種活動の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 以下について、事務局運営 ①総会 ②企画運営会議 ③利用調整会議 <ul style="list-style-type: none"> ●保全活動ミーティング ●事業・計画ミーティング ④環境保全活動 ⑤信太山里山講座 ⑥協議会会員への連絡及び名簿の管理
		⇒資料6「開園後の管理運営体制について」
利用プログラムの提供	<ul style="list-style-type: none"> 「市民の憩いの場」「自然体験の場」「環境学習の場」として活用するための利用プログラムを実施（基本構想より） 	<ul style="list-style-type: none"> ①利用者対応 ②広報活動 ③自主事業・プログラムの企画、実施 ④市民による利用プログラム実施への支援（スタッフ参加、必要な資機材提供、各種調整等）
情報の収集・提供	<ul style="list-style-type: none"> 利用者数の把握、利用者アンケートの実施 利用案内、パンフレット、広報誌等の発行 ホームページ、SNS等の運営 展示物、掲示物の管理 …等 	<ul style="list-style-type: none"> ①利用者対応 ②広報活動 ③自主事業・利用者数の把握
その他	<ul style="list-style-type: none"> 利用指導、利用調整等 	